## 随意契約に係る情報の公開(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

## 別記様式5

| 別記様式5   |   |            |  |  |             |            |         |                  |             |                             |             |    |
|---|---|------------|--|--|-------------|------------|---------|------------------|-------------|-----------------------------|-------------|----|
| 物品役務等の名称及び数量                                  | 契約担当者等の氏名並びに<br>その所属する部局の名称及<br>び所在地                      | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号<br>又は名称及び住所                              | 随意契約によることとした業務方法書<br>又は会計規定等の根拠規定及び理由  | 予定価格<br>(円) | 契約金額 (円)   | 落札率 (%) | 再就職<br>の役員<br>の数 | 公益法人の区<br>分 | 公益法人の場合<br>国所管、都道<br>府県所管の区 | 応札·応募者<br>数 | 備考 |
| 平成24年度会計監査業務                                  | 農業・食品産業技術総合研究機<br>構統括部長<br>高柳 充宏<br>(茨城県つくば市観音台3-1-<br>1) | 平成24年9月10日 |  | 主務大臣である農林水産大臣により業務委託が決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1項に該当するため。  | _           | 16,222,500 | -       | _                | _           | _                           | _           |    |
| 除染物減容化設備試作機の改造、解体、運搬<br>及び設置業務                | 中央農業総合研究センター所長<br>寺島 一男<br>(茨城県つくば市観音台3-1-<br>1)          | 平成24年9月13日 | バオ・メタル(株)<br>(福岡県福津市本木98<br>4)                     | 今回の除染物減容化設備試作機の改造は、平成23年度に試作した除染物減容化設備であり、製造元でなければ改造することができない。また、本試作機は茨城県つくば市で予備稼働試験を行い、福島県の計画的避難区域へ移設するため、運搬と組立を行う際に、瑕疵の問題が生じた場合、左記相手方しか対応することが出来ず、競争を許さないことから会計規定第38条第1号に該当するため。 | -           | 8,441,365  | _       | _                | -           | -                           | -           |    |
| 平成24年度委託費(農水プロ)「口蹄疫の早<br>期摘発技術、拡大防止技術の開発」委託研究 | 動物衛生研究所長 濵岡 隆文<br>(茨城県つくば市観音台3-1-<br>5)                   | 平成24年9月13日 | 台湾行政院農業委員会<br>家畜衛生試験所<br>(台湾 新北市淡水区中<br>正路376号)    | 共同研究グループ内の契約なので形式上随<br>意契約に整理されるが、実際は再委託先も含<br>めた共同研究グループ全体が企画競争によ<br>る申請を行い外部有識者等で構成される審<br>査会による審査の上で委託契約が行われて<br>おり、実質的には競争性・透明性を確保して<br>いるところ。会計規程第38条第1号該当。                   | -           | 7,000,000  | _       | -                | _           | -                           | _           |    |
| トラクター   | 東北農業研究センター所長 小<br>巻 克巳<br>(岩手県盛岡市下厨川字赤平4)                 | 平成24年9月28日 | エム・エス・ケー農業機<br>械(株)岩手営業所<br>(岩手県八幡平市大更1<br>-230-1) | 競争入札に付したが落札せず、再度の入札<br>を行っても落札者がなかったことから会計規<br>程第38条第4号及び契約事務実施規則第2<br>7条第2項に該当するため。   | -           | 14,159,250 | _       | -                | _           | _                           | _           |    |
| ブームの振動低減装置の試作                                 | 生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳<br>(埼玉県さいたま市北区日進町1<br>-40-2)     | 平成24年9月3日  | サービス(株)  | 公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査<br>委員会において審査し、透明性と競争性を確<br>保し決定されており、競争を許さないことから<br>会計規程第38条第1号に該当するため。   | -           | 6,731,340  | -       | -                | _           | _                           | _           |    |
| 水田用除草装置および乗用型車輌の試作                            | 生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳<br>(埼玉県さいたま市北区日進町1<br>-40-2)     | 平成24年9月10日 | みのる産業(株)<br>(岡山県赤磐市下市44<br>7)                      | 公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査<br>委員会において審査し、透明性と競争性を確<br>保し決定されており、競争を許さないことから<br>会計規程第38条第1号に該当するため。   | _           | 9,922,605  | -       | -                | _           | -                           | _           |    |
| 定置型イチゴ収穫ロボットおよび移動栽培装<br>置の改良試作                | 生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳<br>(埼玉県さいたま市北区日進町1<br>-40-2)     | 平成24年9月12日 | シブヤ精機(株)<br>(愛媛県松山市高岡町6<br>6)                      | 公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査<br>委員会において審査し、透明性と競争性を確<br>保し決定されており、競争を許さないことから<br>会計規程第38条第1号に該当するため。   | ı           | 6,930,000  | _       | _                | -           | -                           | -           |    |
| 中山間地域対応型汎用コンバイン2号機の改<br>良試作                   | 生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳<br>(埼玉県さいたま市北区日進町1<br>-40-2)     | 平成24年9月21日 | 三菱農機(株)<br>(島根県松江市東出雲<br>町揖屋667-1)                 | 公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査<br>委員会において審査し、透明性と競争性を確<br>保し決定されており、競争を許さないことから<br>会計規程第38条第1号に該当するため。   | -           | 2,745,682  | _       | -                | _           | _                           | -           |    |
| 小型汎用コンパイン賃貸借                                  | 生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳<br>(埼玉県さいたま市北区日進町1<br>-40-2)     | 平成24年9月28日 | JA三井リース(株)<br>(東京都品川区東五反<br>田2-10-2)               | 競争入札に付したが落札せず、再度の入札<br>を行っても落札者がなかったことから会計規<br>程第38条第4号及び契約事務実施規則第2<br>7条第2項に該当するため。   | -           | 9,828,000  | -       | -                | _           | -                           | _           |    |

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。